

○情報開示請求に対する審査基準

平成15年10月1日

平成15年度機構達第35号

一部改正 平成23年3月31日平成22年度機構達第18号

一部改正 平成27年3月31日平成26年度機構達第16号

一部改正 2019年6月3日2019年度機構達第5号

一部改正 2022年3月31日2021年度機構達第19号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に基づき国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う開示決定等に係る審査基準は次のとおりとする。

第1 法人文書の原則開示

法第5条本文の規定により、機構は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

【法第5条本文】

独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

1. 開示・不開示の基本的考え方

本法は、国民主権の理念にのっとり、独立行政法人等の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものであることから、独立行政法人等の保有する情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で、個人、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る法人文書を開示しなければならないとしている。

なお、開示請求権を有する者は「何人も」となっており（法第3条）、個人か法人か、あるいは日本国民か外国人かを問わない。また、開示請求はその理由、目的如何を問わず認められる（文書の特定のために必要な場合などに、任意で開示請求の目的

や理由を確認することはある)。

2. 開示の実施の方法との関係

本法でいう「開示」とは、法人文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われる。したがって、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。ただし、開示決定された法人文書の開示の実施に当たり、法人文書の保存、技術上の観点から、原本での閲覧を認めることが困難である場合など開示の実施方法に一定の制約はある。

3. 不開示情報の類型

法第5条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合がある。また、例えば、ある個人に関する情報について、第1号のただし書の情報に該当するため同号の不開示情報には該当しない場合であっても、他の号の不開示情報に該当し不開示となることもあり得る。

4. 法第5条各号の「公にすること」

法第5条各号で用いられている「公にすること」とは、秘密にせず何人にも知り得る状態におくことを意味する。

5. 不開示情報該当性の判断の時点

不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断する必要がある。一般的には、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点（当該開示請求ごとの開示決定等の判断の時点）である。

第2 開示請求の対象となる法人文書の範囲

【法第2条第2項】

この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二、三 （省略）

【解説】

（1）独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した

独立行政法人等の役員又は職員（以下、役職員という。）が、当該役職員に割り当てられた仕事を遂行する立場において作成し、又は取得したことをいう。なお、作成したこと及び取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことは必要ない。

また、役職員には正規の役職員だけでなく、非常勤や派遣職員等機構の職務に携わる者も含み、それらの者が職務上作成又は取得し組織的に用いるものとして保有している場合は法人文書として開示請求の対象となる。

（2）文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）

「文書、図画」は、人の思想等を文字・記号又は象形を用いて有体物に可視的状态で表現したものを指し、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を指し、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録だけでなく、録音テープ、ビデオテープ等内容の確認

のために再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、「電磁的記録」に該当する。なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報や、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

(3) 当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるもの

「組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した役職員個人の段階のものではなく、組織において業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、

a. 役職員が単独で作成し、又は取得した文書であって、専ら自己の職務遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研鑽のための研究資料、備忘録等）、

b. 役職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書の写し、

c. 役職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の検討段階の文書等。なお、原案の検討過程の文書であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）、

などは、組織的に用いるものには該当しない。

作成又は取得された文書が、どのような状態にあれば組織的に用いるものと言えるかについては、

a. 文書の作成又は取得の状況（役職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、

b. 当該文書の利用の状況（業務上必要として他の役職員又は部室外に配付されたものであるかどうか、他の役職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、

c. 保存又は廃棄・移管の状況（当該役職員の判断のみで処理できる性質の文書であるかどうか、組織として管理している役職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）、

などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。

また、どの段階から組織として共用文書たる実質を備えた状態になるかについては、当該組織における文書の利用又は保存の実態により判断されることとなるが、例えば、

a. 決裁を要するものは、起案文書が作成され稟議に付された時点、

b. 会議に提出した時点、

c. 申請書等が機構の事務所（支部等を含む）に到達した時点、

d. 組織として管理している共用の保存場所に保存した時点、

等が一つの目安となる。

(4) 当該独立行政法人等が保有しているもの

「保有しているもの」とは、現に所持している文書をいう。「所持」とは、物を事実上支配している状態のことをいい、当該文書を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合にも、当該文書を事実上支配していれば保有していることになる。また、保存年限が経過し廃棄・移管可能になっていたとしても、物理的に文書を所持していれば、「保有しているもの」に該当する。

一方、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。

なお、「保有している」ことが要件となっていることから、開示請求の時点において保有していないものについて、開示請求に応えるため新たに作成する必要はない。

(5) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

「不特定多数の者に販売することを目的として発行される」文書には、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる（紙媒体に限られるものではない）。

また、機構が公表資料等、無償で情報提供を行っているものは、本号に該当せず、開示請求の対象となる。これは、このような情報提供については、その内容、期間、方法等が機構の裁量に委ねられており、例えば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあることから、一律に対象から除くことは適当ではないことによるものである。

第3 不開示情報

独立行政法人等の保有する法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当する場合の要件については、法第5条第1号から第4号に定められている。

なお、後記の不開示情報の【具体例】は一般的な例を想定したものに過ぎず、実際の運用に当たっては、個々の開示決定等の時点において、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質等、個別の事情を総合的に勘案し、法第5条各号の規定の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

1. 個人に関する情報（法第5条第1号）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、
(1) (2)

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録
(3)

に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切
の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができる

もの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることと
(4)

なるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ
(5)

り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されてい
(6) (7) (8) (9)

る情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると
(10)

認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に
(11) (12)

係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の
(13)

内容に係る部分

【解説】

(1) 個人に関する情報

「個人に関する情報（以下「個人情報」という。）」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を十全に保護するため、個人を識別することのできる情報を一般的に不開示としており、当該個人情報に公務員等に関する情報であるか、それともその他の情報であるかを区別していない。ただし、公務員等に関する情報のうち、特に不開示とすべきでない情報については但し書きハにおいて規定している。

「個人」には、外国に居住している者も含まれ、また国籍も問わない。また、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。

(2) 事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く

「営む」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいい、対価を得てなされるかどうかを問わない。

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、本来ならば個人に関する情報の意味する範囲に含まれる。しかし、当該情報は「事業」に関するものであるため、事業を営む法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人情報からは除外されている（個人に関する情報という理由で不開示にはできない。）。これに対し、事業者としてのものではない氏名、住所等の情報その他の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」ではないと判断される情報については、個人に関する情報として本号本文で取り扱うこととなる。

(3) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの

「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報の全体である。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が挙げられる。氏名以外の記述等単独では、必ずしも特定の個人を識別することができない場合もあるが、例えば、年齢、性別、履歴、振込金融機関名、印影等、当該情報

に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなる場合も多い。なお、「その他の記述等」には、例えば映像なども含まれる。

(4) (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの、以前の開示請求により開示されている情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。なお、判断に当たっては、情報の性質、内容等に応じて、個別に適切な考慮が必要であるが、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報についてまで、一般的に「他の情報」に含めて考える必要はない。

(5) 特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの

個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるもの等、特定の個人を識別できない個人情報であっても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある場合については不開示情報に該当する。例えば、個人の人格に密接な関わりのある作文や著作物（無記名のもの。個人の研究成果の発言等の録音テープも含まれる）等がこれに該当する。

(6) 法令の規定により

「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めているものに限られる。公開請求権者や公開を求める理由が限定されている場合には、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。なお、訓令その他の命令は、一般的には法規としての性質を持たないものであり、「法令の規定」には含まれない。また、法令の規定により期間を限定して法人文書（当該文書に個人情報に記載されているもの）の閲覧のみ許可している場合は、当該期間中は何人でも閲覧できるのであれば、少なくとも当該期間中は、公にされている情報に該当する。

(7) 慣行として

事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることを意味する。

当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。例えば、取材等でたまたま明らかになっているものであれば、一般的には「慣行として」には該当しない。

(8) 公にされ

当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に公知（周知）

の事実である必要はない。なお、誤ってそのような状態に置かれている場合や、他人の故意又は過失によりそのような状態に置かれている場合はこれに含まれない。また、過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では限られた少数の者しか知り得る状態にない場合には、公にされていることにはならない。

(9) 公にすることが予定されている情報

将来的に公にする予定の下に保有されている情報をいう。公にする予定には、具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含まれるが、この「予定している」については、あらかじめ意思決定をしておくことは必ずしも必要ない。

また、ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。例えば、ある事業についての報告書を毎年公表している慣行があつて、同種の新規事業に着手し、同様に報告書を作成したが、当該報告書の事項もこれまでのものと同様で特に異なつた取り扱いをする必要がない場合などは公にすることが予定されている情報に該当する。これに対し、同種の新規事業であっても、報告書作成の趣旨、目的等が異なり、同種の報告書と判断されないのであれば、公にすることが予定されている情報とはいえない。

(10) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

不開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められる。また、現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、そのような蓋然性が高いか否かの事実認定は、特に調査等を行うことまで求められるものではなく、通常知り得る範囲内で判断することとなる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。例えば、人の生命のような重大な利益を保護する必要がある場合には、その達成のために当該情報を開示する以外の代替的方法があることだけをもって、当該情報を開示しなくてよいということにはならない。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（法第7条）により図られる。

(11) 当該個人が公務員等である場合において

「公務員等」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員並びに地方公務員法第2条に規定する地方公務員をいう。また、現在は公務員等ではないが、公務員等であった当時の職務の遂行に係る情報についても、本規定が適用される。

(12) 当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、地方公共団体の機関又は独立行政法人等の機関の一員として、その職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

また、本規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等の情報であっても、役職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、人事査定・評価情報、給与等情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、本規定の対象となる情報ではない。なお、人事査定・評価情報や給与等情報は、法第5条第4号へ（人事管理情報）の不開示情報にも該当し得ることに留意が必要である。

なお、「公務員等」の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人情報である場合がある。このように一つの情報が複数の個人情報である場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する必要がある。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とが別個に検討され、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示となる。

(13) 当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

政府、独立行政法人等の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、どのような地位、立場にある者（「職」）が、どのように職務を遂行しているか（「職務遂行の内容」）については、たとえ、特定の公務員等が識別される結果になるとしても、個人に関する情報としては不開示とはならない。

他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、但し書きイに該当する場合には例外的に開示することとなる。すなわち、当該公務員等の職名と氏名の対応関係が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、職務の遂行に係る情報については当該公務員等の氏名を含め、個人情報としては不開示とはならない。慣行として公にされているかどうかの判断に当たっては、人事異動の官報等への掲載その他行政機関や独立行政法人等により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関や独立行政法人等により作成され、又は公にされることを前提に提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」ことに該当することになる。（機構に関しては、部長職、所長及び室長以上の職員の職と氏名が市販の図書等に掲載され

ている)。

【具体例】

1. 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」により「特定の個人を識別することができるもの

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等
 - ・ 氏名、肖像、声、筆跡等特定の個人を表象する記述等
 - ・ 振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号・番号、単独の役職名等特定の個人にのみ付され、特定の個人を識別することができる記述等
 - ・ 住所、電話番号、メールアドレス、年齢、性別、生年月日、印影、振込金融機関名等単独では必ずしも特定の個人を識別できない場合もあるが、いくつかの記述等を組み合わせられることにより特定の個人を識別することができることとなる場合が多い記述等
- ② ①の記述等により特定の個人を識別できるもの
 - ・ 思想、宗教等個人の内心に関する情報
 - ・ 健康状態、病歴等個人の心身状態に関する情報
 - ・ 家族構成、住居、家計収支、勤務先等個人の生活状態や財産状況に関する情報
 - ・ 出身地、学歴、職歴、結婚歴等個人の経歴や社会的な活動に関する情報
 - ・ 公募への個人の応募内容に関する情報
 - ・ 名簿（一般に公開されていないもの）

2. 会議等の開催に関する会計文書と役職員の勤務状況に関する文書の2種類の法人文書に関し、主として本号及び第2号に関する開示・不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、別添のとおり。

【法第5条第1号の2】

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定す
)
行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイル
(1)
を構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)
又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報か
ら削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定す
る個人識別符号
(2)

【解 説】

(1) 匿名加工情報

「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものである。

(2) 個人識別符号

「個人識別符号」とは個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定されており、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋、公的な番号、運転免許証番号、旅券番号、個人番号、住民票コード、医療保険・介護保険・雇用保険の被保険者識別番号、基礎年金番号等が想定される。

2. 法人等に関する情報（法第5条第2号）

法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」⁽¹⁾という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。⁽²⁾

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの⁽³⁾

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの⁽⁴⁾

その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの⁽⁵⁾

【解説】

（1）法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。）に関する情報

「法人その他の団体」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等、外国政府（これに準じるものを含む。）、国際機関（国際会議その他国際的な協調に係る枠組みの事務局等を含む。）も含まれる。また、倒産や廃業、解散等により現時点で存在していない法人等も、「法人その他の団体」に含まれるが、その正当な利益等の判断に際して、現に存在する法人等とは違った考慮が必要となることもあり得る。

「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等法人と何らかの関連性を有する情報を指し、例えば、事業活動を行う上での内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する情報、生産、技術、営業、販売、運営その他の事業活動に関する情報、名誉、社会的信用、社会的活動の自由など法人の権利利益に関する情報等も当然含まれる。また、個別の事案の内容によるが、複数の法人等に関する情報を合算した数値が、当該数値に

関連する諸般の事情を考慮し、社会通念に照らして、特定の法人等又は特定の業界団体に関する情報と認められるのであれば、本号の情報に含まれる場合がある。

なお、法人の構成員に関する情報は、法人に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある点に注意が必要である。

(2) ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く

当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。情報の内容や法人等の類型（営利か非営利か等）によって法人の正当な利益等には様々な場合が想定されるが、例えば、法人等の類型だけを根拠に、自ずから本号の但し書きの適用関係が決まるものではない。

現実に人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

(3) 権利、競争上の地位その他正当な利益

「権利」とは、営業の自由、信教の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指す。

「競争上の地位」とは法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、具体的には、製造、販売等において他社に優る地位など、様々なものがある。

「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むが、それらの利益が、法令上又は社会通念上保護されることが相当であることが必要である。

(4) 害するおそれ

「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と独立行政法人等との関係、競争事情等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

複数の法人等又は事業を営む個人に関する情報について、いずれか一の法人等又は事業を営む個人に関し、「正当な利益等を害するおそれ」が認められれば、当該情報全体について不開示となる。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単に確率的な可能性があると言うだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(5) 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの

「独立行政法人等の要請を受けて～任意に提供」ということから、独立行政法人

等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、独立行政法人等の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、独立行政法人等が合理的な理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、「要請を受けて～任意に提供」に含まれる。

なお、非公開の条件を合理的な理由ありとして一度受諾したからといって同種又は類似の情報の提供に関して開示請求の度に必ず合理的な理由の存在が認められるものではなく、個別的な事情や時期、社会的背景等を勘案し、その都度合理的な理由の有無を判断する必要がある。また、提供後であっても近接した時点において、「法人等の側から非公開の条件が提示され、独立行政法人等が合理的な理由があるとしてこれを受諾した」場合には、例外的に、その時点から「独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」に該当するものとなる。

「要請」には、契約や交付規程等に定める権利に基づくものは含まれないが、権利のある場合でも、当該権利を行使せず任意に提出を求めた場合は含まれる。

「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の目的以外には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、独立行政法人等の側から公にしないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から独立行政法人等の要請があったので情報は提供するが公にしないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意が必要である。

また、条件を設ける方法については、口頭の場合など、黙示的なものでも構わない。

なお、「提供され」る方法は、書面によるとはされておらず、例えば法人等から口頭で提供された情報であっても、提供された情報を独立行政法人等の側で文書等に記録したものであれば対象となる。

(6) 法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界(業界に準じて考えられるものを含む。)において広く行われていることを意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいことだけでは足りない。

「公にしないとの条件を付すこと」の合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮して条件の合理性を判断する必要がある。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、本号には当たらない。

【具体例】

1. 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報

- ① 生産、技術等に関する情報
 - ・製造工程、製造方法その他の生産・管理のプロセスに関する情報であって、公にすることにより、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・原料・燃料構成、設備設計その他の製品・生産技術に関する情報であって、公にすることにより、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・研究開発課題、研究開発成果その他の研究開発に関する情報であって、公にすることにより、ノウハウ等正当な利益を害するおそれがある情報
 - ・その他生産、技術等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ② 営業、販売、運営等に関する情報
 - ・取引先、取引条件その他の通常一般に入手できない個別の取引内容に関する情報
 - ・資金調達状況その他の一般に入手できない財務に関する情報
 - ・販売計画その他の販売上の戦略が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
 - ・設備投資計画、用地取得計画その他の運営上の方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
 - ・その他、営業、販売、運営等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ③ 事業活動を行う上で内部管理に属する経営方針、経理、人事等に関する以下の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ・雇用方針その他の経営方針が明らかにされ、又は具体的に推測される情報であって、通常一般に入手できないもの
 - ・その他事業活動を行う上で内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ④ 名誉、社会的評価、社会的活動の自由等法人等の権利利益に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

2. 会議等の開催に関する会計文書と職員の勤務状況に関する文書の2種類の法人文書に関し、主として本号及び第1号に関する開示・不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、別添のとおり。

3. 審議、検討等情報（法第5条第3号）

国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討
(1) (2)

又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意
(3) (6)

思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそ
(4) (6)

れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
(5) (6)

【解 説】

(1) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互間

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）を指し、これらの機関、独立行政法人等及び地方公共団体について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間の意味である。

(2) 審議、検討又は協議に関する情報

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体の事務及び事業について、意思決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打ち合わせ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等、又は有識者、関係法人等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われている。これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報が本号の「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する。また、審議、検討又は協議の体制や進め方についての情報も、当該情報が記録された法人文書として作成、取得されていれば、「審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報」に含まれ、結果的に意思決定に至らなかった審議、検討等の内容等も本号に含まれる。

審議、検討等に関する情報については、法人等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。また、当該審議、検討等に関する情報が公になると、審議、検討等が終了し意思決定が行われた後であっても、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等があ

れば、本号に該当する。例えば、選択されなかった選択肢が公になると将来の審議、検討等の際の選択肢を狭め、将来の審議、検討等に影響する場合がある。

なお、審議、検討等に関する情報の中に、調査データ等で特定の事実を記録した情報があった場合、例えば、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実やこれに基づく分析等を記録したもの（当該データに対する評価、評価を推測させるもの等、客観的・科学的事実でないものを除く。）であれば、一般的に本号に該当する可能性が低いものと考えられる。

（３）率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ

公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、審議、検討等の場における発言内容が公になると、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれがある場合（例えば、利害の対立の激しい事項についての審議等を行う審議会等において、特定の意見を主張する者に対して、その反対派や利害関係者から、当該発言者やその家族に対し嫌がらせが行われる場合など）には、法第5条第4号口等の他の不開示情報に該当する可能性もあるが、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」が生じたり、また、法人等内部の方針の検討がまだ十分でない情報が公になり、外部からの圧力により当該方針に不当な影響を受けるおそれがあり、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じたりすることを指す。ここでいう「外部からの圧力」とは、有形無形にかかわらず、直接的なものだけでなく間接的なものも含め、圧力により「不当な」影響を受けるのであれば該当し得る。

（４）不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民（地域住民等一定の地域コミュニティや高齢者、労働者等一定の社会階層に限られる場合も含む。）への不当な影響が生じないようにするものである。

なお、法人等の審査等を経た後、公表される予定となっている文書であっても、審査期間中においては、内容の確定していない文書を公にすることにより不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ等があり得ることから、審査終了までの間の請求については本号に該当するものとして不開示となる場合がある。

（５）特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

尚早な時期に事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合をいう。

（４）と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにするものである。ここで、「特定の者」については、具体的に個

人又は法人等が確定していることまでは求められず、ある程度の蓋然性をもってその存在が認められることをもって足りる。また、「利益」又は「不利益」には、経済的なものに限らず、精神的苦痛や社会的信用も含まれ得る。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されたために、土地の買い占めが行われて土地が高騰し、開示を受けた者や、それ以外の利害関係を有する者等が不当な利益を得たり、違法行為の事実関係についての調査中の情報が開示されたために、結果的に違法・不当な行為を行っていなかった者が不利益を被ったりするおそれがある場合がこれに該当する。

(6) 不当に

上記(3)(4)及び(5)のおそれにおける「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益、すなわち法人等の説明責任を全うする観点から意思形成過程を明らかにすることの利益と、不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で、個別に判断することとなる。

【具体例】

1. 公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

- ・ 審議会等における審議や具体的な意思決定の前段階として運営方針等の選択肢に関する自由討議・検討その他の法人等の内部における審議、検討等に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれのあるもの
- ・ 法人等としての最終的な意思決定に至るまでの過程で法人等相互間又は国の機関や地方公共団体との間で行われる協議に関する情報であって、公にすることにより、有形・無形、直接的・間接的な外部からの圧力や干渉等の不当な影響を受けるおそれのあるもの
- ・ 調停、仲裁その他現に紛争中の事案に関する情報
- ・ その他公にすることにより、率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報

2. 公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

- ・ 関係者による事実関係の確認や専門的な検討を経ていない情報
- ・ 関係者間の調整等を経れば相当程度変更されることが容易に想定される情報
- ・ その他公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報

3. 公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

・一定期間後に一斉公表が予定されている落札結果や補助金の交付決定等に関する情報

・その他公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある情報

4. 事務又は事業に関する情報（法第5条第4号）

【法第5条第4号本文】

国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(1) (2) (3)

【解説】

(1) 次に掲げるおそれ

「次に掲げるおそれ」として本号イからトまでに掲げたものは、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。

これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」のあるものがある。

なお、記者発表など、一定期間後に一斉に公表される予定となっている文書については、公表日前に公にすることにより当該事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断されるのであれば、本号に該当する。

(2) 当該事務又は事業の性質上

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断することを指す。

(3) 適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、法人等に広範な裁量権限を与えるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものである必要がある。

「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

【法第5条第4号イ】

- イ 国の安全が害されるおそれ、 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるお
(1) (2)
それ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
(3)

【解 説】

(1) 国の安全

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどがこれに当たる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

(2) 他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ

「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等のほか、民族解放団体、自主的に外交関係を処理できる能力を有する国営企業体等の団体も含む。）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力会議、国際刑事警察機構等）の事務局等（国際機関における「総会、理事会、事務局」のような固有の常設機関が完全には形成されていない国際的な組織（国際フォーラム）や、通常兵器や核物質の拡散防止等のために自発的に国家間で形成された国際協調のための組織なども含む。）が含まれる（以下「他国等」という。）。

「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、例えば、公にすることにより、他国等との取り決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

(3) 他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、国や機構等が望むような交渉成果が得られなくなる、交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉に関する情報（交渉に関してとられた措置や交渉の対処方針の検討過程

の資料などについても含まれる。) であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して国や機構等がとろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(*) 具体的な対応

国の安全等に関する情報については、開示・不開示の判断に高度の政策的判断が必要であることから、機構が保有するこのような情報に対し開示請求がなされた場合には、行政機関への移送を含め慎重に対応を検討することが必要である。

【具体例】

1. 公にすることにより、国の安全が害されるおそれがある情報

- ・我が国の防衛上の能力を減じる等の影響があるおそれがある情報
- ・我が国と他国との関係に関連する安全保障上の利益を損なうおそれがある情報
- ・平和と安全の維持のための国際的な協力の実効性を損なうおそれがある情報
- ・我が国の存立基盤としての基本的な経済秩序の維持を損なうおそれがある情報

2. 公にすることにより他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある情報

- ・他国等より公開を前提とせず提供された情報
- ・他国等との間において、不公表が申し合わされているか、又はその旨が具体的に推測される情報
- ・公にすることが、当該情報に関係する他国等に対し不利益を与えるおそれ又は他国等の意思や国際慣行に反することとなるおそれがある情報

3. 公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報

- ・進行中の交渉に係る法人等の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報
- ・将来交渉となった場合に法人等の立場を示し、又はこれを類推することに資する情報となるおそれがあるもの

【法第5条第4号ロ】

ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
(1) (2)
れ

【解説】

(1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公開しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は本項に該当しない。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

(2) 公共の安全と秩序の維持

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい行為等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれがある情報も、本項に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれがない行政警察活動に関する情報は、本項には該当しない。

(*) 具体的な対応

犯罪捜査をはじめとする公共の安全等に関する情報については、開示・不開示の判断に高度の専門的判断が必要であることから、機構が保有するこのような情報に対し開示請求がなされた場合には、行政機関への移送を含め、慎重に対応を検討す

ることが必要である。

【具体例】

- ・ 捜査ための照会又は回答に関する情報
- ・ 犯罪の被疑者又はその参考人、違法又は不正な行為の通報者又は告発者を特定することができる情報
- ・ 要人の行動又は警護に関する詳細な情報
- ・ 特定の建造物の警備又は情報システムセキュリティに関する詳細な情報

【法第5条第4号ハ】

ハ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする
(1) (2)
おそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするお
それ

【解 説】

(1) 監査、検査、取締り又は試験に係る事務

「監査」とは、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいい、法人等の事業が適切に行われているかを確認するという見地から行う監察もこれに含まれる。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

(2) 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

上記の監査等に係る事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項、監査の手法等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、法人等の事業の相手方における法令違反行為又は妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となる。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすると広く

法規制を免れる方法を示唆するような場合は不開示情報に該当する。

【具体例】

- ・ 監査等の対象、実施時期、調査事項、監査手法その他の監査等に関する詳細な情報
- ・ 試験の管理・監督の手法や判定・評価の手法に関する詳細な情報
- ・ 試験問題、解答例、試験問題の作成要領その他の試験の問題作成に関する詳細な情報

【法第5条第4号二】

二 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の
(1) (2)
財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

【解説】

(1) 契約、交渉又は争訟

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立て等がある。

(2) 国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

国、独立行政法人等又は地方公共団体が一方の当事者となる上記の契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等（交渉結果や要求・陳情書も該当する場合がある。）を公にすることにより、当事者として認められるべき地位（当事者の地位を含む。）を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示となる。

【具体例】

- ・ 企業誘致に係る交渉方針、交渉経過及び結果等に関する情報
- ・ 訴訟、不服申立て等に係る争訟方針、打合せ、示談等に関する情報
- ・ その他公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政

法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報

【法第5条第4号ホ】

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
(1) (2)

【解説】

(1) 調査研究に係る事務

「調査研究」とは、主に大学や研究所等で実施されている高度に専門的な調査研究を指す。なお、法人等において企画立案の際に行っている調査研究については、本条第3号適用の問題となる。

(2) 公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、調査研究の能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は不開示となる。

なお、各種統計調査においては、当該調査の実施機関、目的、調査対象、調査手法、周期・期日、調査事項等が公にされているところではあるが、具体的な調査対象企業名等のように、それが公にされることにより当該法人に不利益を及ぼすおそれや事後の協力を得られなくなることから事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する場合がある。

【具体例】

- ・ 研究課題、研究成果その他の研究に関する情報であって、公にすることにより、知的所有権や自由な発想、創意工夫、研究意欲等を不当に阻害するおそれがあるもの
- ・ 調査の個別具体的な対象等に関する情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握や事後の協力が困難になるおそれがあるもの

【法第5条第4号へ】

へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
(1) (2)

【解 説】

(1) 人事管理に係る事務

人事管理に関する事務とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関するものをいう。

(2) 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となる。なお、個人の人事に関する情報は本条第1号適用問題ともなりうる。

【具体例】

- ・ 職員調書、昇任等の推薦者名簿その他の人事査定・評価に関する情報
- ・ 人事異動、配属その他の人事構想に関する情報

【法第5条第4号ト】

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事
(1)
業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(2)

【解 説】

(1) 地方公共団体が経営する企業

「地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条の適用を受ける企業をいう。

(2) 企業経営上の正当な利益を害するおそれ

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業

については、企業経営という事業の性質上、第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示となる。

ただし、独立行政法人等、地方公共団体が経営している企業や地方独立行政法人であることに照らして、国民主権又は地方自治の本旨にのっとり諸活動を説明する責務という観点から、第2号の法人等における不開示の範囲とは自ずと異なり、より狭いものとなる場合があることに留意する必要がある。

【具体例】

- ・独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業や地方独立行政法人の生産技術上のノウハウ、販売及び営業に関する情報、信用上不利益を与える情報で、公にすることにより、当該法人の経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの
- ・独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業や地方独立行政法人に係る監査、契約、争訟、調査研究、人事管理等の事務に関する情報で、公にすることにより、当該法人の経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの

第4 部分開示

1. 不開示情報が記録されている場合の部分開示

【法第6条第1項】

独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている
(1)
場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる
(2) (3)
ときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
(4)
ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるとき
は、
(5)
この限りでない。

【解 説】

(1) 開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合

一件の法人文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、法人文書単位に行われるものであるため、法第5条では法人文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合には、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

(2) 容易に区分して除くことができるとき

当該法人文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分が困難な場合だけでなく、区分は容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、法人文書から物理的に除去することを意味する。

(3) 「容易に区分して除くことができる」ことへの該当性

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、

特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難であり、「容易に区分して除くことができる」には該当しない。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても、声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易である。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがある。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

(4) 当該部分を除いた部分につき開示しなければならない

① 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

② 部分開示の実施に当たり、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断する。

なお、不開示決定（一部不開示を含む。）の部分について、法令上、不開示理由の提示までは求められていないが、開示手続の的確な遂行の観点から、少なくとも不開示とした箇所と分量を開示請求者が認識できる方法をとることが必要である。

(5) 有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない

① 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。なお、「残りの部分」が既に公にされている情報のみであることをもって有意な情報ではないとすることは適当ではない。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断する必要がある。

② また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者

が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

- ③ 有意な情報が記録されているか否かは、最終的には裁判所の判断に委ねられることとなるが、不開示情報を除くと有意な情報が残らないことが客観的に明白であるような場合を除いては、開示請求者の意見を聴取して部分開示か全部不開示かの判断を行うことが適切である。

2. 個人識別情報が記録されている場合の部分開示

【法第6条第2項】

開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができる⁽¹⁾ものに限る。）が記載されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【解説】

（1）開示請求に係る法人文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合

- ① 個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の類型の不開示情報が法第5条各号に定められた「おそれ」を生じさせる限度で不開示情報の範囲をとらえているのとは異なっている。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となるが、氏名等の部分だけを削除すれば残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、残りの部分については個人識別情報に含まれないものとみなして部分開示をすることになる。

- ② 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、「特

定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないからである。なお、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるもの」（法第5条第1号本文）は、「特定の個人を識別することができるもの」に含まれる。

(2) 当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や個人の未公表の研究論文等を開示すると、個人の権利利益を害するおそれがありうるし、私人の経済活動に関する情報についても、個人のプライバシーに係る情報であれば人格権に密接に関連しており、同様のことが考えられる。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないものに限り、部分開示の規定を適用することになる。

(3) 当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第5条第1号に規定する不開示情報（個人情報）ではないものとして取り扱う。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示することになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

なお、個人を識別することができる要素は、法第5条第1号イからハまでのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

第5 公益上の理由による裁量的開示

【法第7条】

独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報（第5条第1号の2に掲げられる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

【解説】

（1）不開示情報

不開示情報に該当する場合でも、本条に該当する場合には例外的に開示が認められる。

（2）公益上特に必要があると認めるとき

法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、公にすることに、不開示により保護すべき利益を上回るだけの公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量は、第5条各号においても行われる場合があるが、法第7条では、法第5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、個々のケースにおける特殊事情を考慮し、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。個人情報についても裁量的開示は認められるが、個人情報が個人の人格的利益と深くかかわっていることから、裁量的開示に当たっては、特に慎重な配慮が必要である。

なお、公益上の必要性については、具体的開示請求について、その時点における諸般の事情を考慮して判断することが必要である。

第6 法人文書の存否に関する情報

【法第8条】

開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけ
(1)
で、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存
(2)
否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【解説】

(1) 開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき

開示請求に係る法人文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された法人文書の存否について回答するだけで、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該法人文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求については、不開示であると答えるだけで文書が存在する事実を知らせることとなるので、それによって不開示にすべき情報が明らかになってしまふことがある。同様のことは、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得るものであり、例えば、次のようなものがある。

- a. 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- b. 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- c. 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第3号）
- d. 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第4号イ）
- e. 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号ロ）
- f. 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第4号ハ）

(2) 当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる

存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、法人文書が存在しない場合に不存在と答えて、法人文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該法人文書の存在を類推させることになる。

附 則

- 1 この機構達は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この機構達については、本法に基づく開示決定等、情報公開審査会の答申並びに情報公開訴訟の判例等の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて適宜適切な見直しが行われるものとする。

附 則（平成 22 年度機構達第 18 号）

この機構達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年度機構達第 16 号）

この機構達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2019 年度機構達第 5 号）

この機構達は、2019 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（2021 年度機構達第 19 号）

この機構達は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

会議等の開催に関する会計文書と職員の勤務状況に関する文書の開示・不開示について

会議等の開催に関する会計文書と役職員の勤務状況に関する文書の2種類の法人文書に関し、主として法第5条第1号及び第2号に関する開示・不開示の取扱いについて、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものは、以下のとおりである。その運用に当たっては、開示請求に係る法人文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する必要がある。

1. 会議等の開催に関する会計文書

(1) 該当する文書

機構において日常的に開催されている会議等（①機構の内部の会議、②国、他の独立行政法人等、地方公共団体、民間団体等の職員を交えた連絡、協議、打ち合わせ会議、③委員会又は懇談会等）の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類（決裁文書、支出伝票、証拠書類）

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、a. に該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議、交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時、場所等の情報を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

- a. 一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの
 - ・ 起案（決裁）年月日、決裁者職名、合議者職名、起案者職名、会議等名、開催目的、開催日時、開催場所、出席予定者数、経費所要見込額、支出科目、出席者数、出席者の所属機関・職名（出席者が公務員又は独立行政法人等の役職員（以下「公務員等」という）の場合）
 - ・ 諸謝金支給総額
 - ・ 債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額
 - ・ 会議等出席のための出張者の所属・役職・職名（出席者が公務員等の場合）、用務（業務内容）、用務先、旅行命令権者印（公印）、旅費概算（精算）額、出張年月日、出発地・経路・到着地等、旅費請求（受領）年月日
- b. 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの
 - ・ 決裁者氏名（署名又は印影）、合議者氏名（署名又は印影）、起案者氏名（署名又は印影）、出席者の所属団体・役職名（出席者が公務員等以外の場合）、

出席者氏名

- ・謝金受領（予定）者の所属機関・職名・受領者名
- ・会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名（出席者が公務員等以外の場合）、出張者氏名

（参 考）

以下のような場合は、開示されることとなる。

- （１）公務員等の氏名については、例えば、行政機関又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という）により作成され、又は行政機関等から提供された情報を基に作成され、市販されている名簿に職と氏名が掲載されている場合や幹部職員として異動時に職とその氏名が行政機関等により公表されている場合は、法第5条第1号イに該当する。
- （２）出席者等が公務員等以外の場合における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされている場合は、同号イに該当する。
- （３）謝金支給（予定）額（公務員等の場合）については、例えば、国家公務員倫理法等の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。
- （４）謝金受領（予定）者の所属・職名（公務員等の場合）については、当該謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行に当たる場合は法第5条第1号ハに該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当しないと解される場合は、（３）と同様となる。
- （５）会議等が出席者の役職名（公務員等の場合）、氏名その他の事項を公にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開示情報に該当しない。

c. 一般的に法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの

- ・謝金受領（予定）者に対する謝金支給（予定）額（出席者が公務員等以外の場合）、謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号
- ・債権者（茶菓弁当、貸会議室関係事業者）印影、債権者金融機関名、債権者口座番号
- ・会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関名、旅費振込口座番号

2. 役職員の勤務状況に関する文書

(1) 該当する文書

- ・出勤簿、休暇申請書、旅行命令書

なお、一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定しており、職務の性質等が特殊なものを除く。

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。

ただし、a. に該当する場合にあっても、例えば、用務、用務先等を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

- a. 一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの
旅行命令書における所属、役職、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額
- b. 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの
旅行命令書における役職員の氏名、旅行命令権者印（印影）、旅行者氏名（印影）、出納職等印（印影）
→（注）1.（2）b.（参考）を参照。
- c. 一般的に、法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの
 - ・出勤簿における氏名、日付欄に記載される出勤の表記（印影）、休暇・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間（月計・累計・残）、病気休暇日数（月計）、特別休暇日数（月計）、介護休暇日数（月計）、欠勤日数（月計）
 - ・休暇申請書における所属、氏名、休暇期間、本人印（印影）、請求年月日、承認の可否、決裁印（印影）
 - ・旅行命令書における職務の級